令和８年 10 月　総会議事録

日　時　　令和８年 10 月 27 日（火）
　　午前９時 30 分
場　所　　豊橋市役所　東 85 会議室

豊橋市農業委員会

1　日　時　　令和 8 年 10 月 27 日（火）
　　午前 9 時 27 分開会　　午前 10 時 19 分閉会

2　場　所　　豊橋市今橋町 1 番地
　　豊橋市役所　東 85 会議室

3　議事及び報告

(1)議案

議案第 62 号　農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 63 号　農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 64 号　農用地利用集積等促進計画について（利用権の設定）
議案第 65 号　農用地利用集積等促進計画について（利用権の移転）
議案第 66 号　農用地利用集積等促進計画について（所有権の移転）
議案第 67 号　相続税納税猶予に関する適格者証明について
議案第 68 号　相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について
議案第 69 号　相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について
議案第 70 号　非農地証明（遊休農地）について
議案第 71 号　地域計画の変更について
議案第 72 号　再生利用が困難な農地における非農地判断について

(2) 報告

報告第 1 号　農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出について（事務局長専決）
報告第 2 号　農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出について（事務局長専決）
報告第 3 号　農地法第 6 条第 1 項の規定による報告確認について
報告第 4 号　農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報告第 5 号　現況証明について
報告第 6 号　地目変更登記に係る照会に対する回答について
報告第 7 号　農地基本台帳の登載について
報告第 8 号　農地パトロール（利用状況調査）結果について

4　その他

(1) 連絡事項

5　出席委員

１番　磯野　弘尚	２番　市川　伸良	３番　伊藤　和弘
４番　伊藤めぐみ	６番　宇野　良典	７番　河合　利子
８番　小林　和仁	９番　佐野恵美子	１１番　杉浦　圭志
１２番　杉浦　良行	１３番　陶山　哲	１４番　高井　良之
１５番　高橋　忠道	１６番　高部　宏生	１７番　中林　彰人
１８番　夏目　静男	１９番　野口千恵子	２０番　原田　光子
２１番　彦坂　正志	２２番　前田　和裕	２３番　三ツ矢孝幸
２４番　森下　秋吉		

6　欠席委員　　５番　岩瀬　宏二　１０番　白井　稔男

7　職務のため出席した者（事務局）

農業委員会事務局　4名　　農業企画課　1名

8　議事の経過

事務局　　定刻となりました。

ただ今から豊橋市農業委員会　令和8年10月総会を開会いたします。

高部会長、よろしくお願いいたします。

会　長　　＜挨拶＞

それでは、総会を始めます。

なお、「豊橋市農業委員会　総会　会議規則」第4条の規定により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議　長　　本日は、議席番号5番　岩瀬宏二委員、同10番　白井稔男委員から欠席の届出がありましたので、よろしくお願いいたします。

出席委員は、委員総数24名中22名で過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたします。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員については、私から2名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

全　員　　「異議なし」

議　長　　異議なしと認め、

議席番号7番　河合利子委員 、 同8番　小林和仁委員を議事録署名委員に指名します。

それでは議事に入る前に、農地法等に基づく許可案件について、9日の書類説明会及び終了後の農業委員による現地調査、20日の審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について事務局から説明があります。

事務局　　はい、議長。説明させていただきます。

3条関係ですが、今月の審査案件については、変更、取下げ等はございません。

転用関係につきましても、9日の説明会以降、取下げ変更等はございません。それでは、よろしくお願いします。

議　長　　変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは、精読時間を5分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

（精読時間5分）

議　長　　それでは、5分経過しましたので、精読時間を終わります。

これより議事に入ります。

議　長　　資料1　議案第62号

「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から11番までの11件を一括上程いたします。

なお、番号10番及び11番は杉浦圭志委員が取締役を務める法人が譲受人での申請者のため「農業委員会等に関する法律」第31条第1項の議事参与の制限に該当いたします。

杉浦圭志委員は関係案件のみ審議の際に一時退席をお願いします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局　　はい、議長。説明させていただきます。

議案第62号、1ページから2ページまでをご覧ください。

番号1番から11番までにつきまして、書類説明会でご説明したとおり、許可基準である農地法第3条第2項各号の許可ができない項目に該当しませんでした。申請地及び所有農地も全て問題がありませんでした。

全案件とも周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

詳細につきましては議案をご覧ください。
ご審議のほどよろしくお願いします。

議　長　　内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
先ほど説明しましたが、議事参与の制限により番号10番及び11番の2件、それ以外の案件と2つに分けて審議していきたいと思います。
まず、番号10番及び11番の2件を審議いたします。
杉浦圭志委員は退席してください。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。

委　員　　「進　行」

議　長　　進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して異議ございませんか。

全　員　　「異議なし」

議　長　　異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。
杉浦圭志委員は復席してください。

議　長　　続きまして、番号10番及び11番を除く9件を一括審議いたします。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。

委　員　　「進　行」

議　長　　進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して異議ございませんか。

全　員　　「異議なし」

議　長　　異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

議　長　　続きまして　同じく資料1　議案第63号
「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
番号1番から12番までの12件を一括上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局　　はい、議長。説明させていただきます。
議案第63号、3ページから4ページをお願いします。

番号1番から12番までの12件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、問題ないことが見込まれます。

補足説明は次のとおりです。

信用性については、番号７番は始末書が添付され是正を行う案件です。

周辺農地に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付があるか、隣地承諾を得た旨の記載がある案件は番号1番、3番及び4番、7番から12番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は番号2番、5番及び6番です。

番号1番は対象者が複数人いるため、一部隣地の承諾がとれなかった旨の経緯の記載があります。隣地農地所有者の承諾を得るため、近隣住民等への説明会を実施したものの欠席であったため、現住所に施工の案内状及び本件事業計画書を郵送していますが、連絡をとることができておりません。造成計画において隣地農地に高さ60センチのあぜ板を新設し、雨水流出対策を講じます。したがって営農条件への支障はないことが見込まれています。

一時転用については、番号4番が該当し、仮設駐車場の案件で7カ月間の計画です。また、農地復元誓約書の添付があります。

詳細については、議案をご覧ください。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　長　　内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言　願います。

委　員　　「進　行」

議　長　　進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

全　員　　「異議なし」

議　長　　異議なしと認めます。

よって、本案は原案を「可」として　豊橋市長に進達することに決しました。

議　長　　続きまして　別添資料 1-2　議案第 64 号

「農用地利用集積等促進計画について（利用権の設定)」を議題といたします。

利用権設定の番号 1 番から 19 番までの 19 件を一括上程いたします。

なお、番号 14 番は杉浦圭志委員が取締役を務める法人が譲受人での申請者のため「農業委員会等に関する法律」第 31 条第 1 項の議事参与の制限に該当いたします。

杉浦圭志委員は関係案件のみ審議の際に一時退席をお願いします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課　はい、議長。

議案第 64 号農用地利用集積等促進計画について（利用権の設定）について、説明させていただきます。

農地中間管理事業を利用した農地の利用権の設定にかかる申し出があったもののうち 12 月 1 日付契約開始分について、農用地利用集積等促進計画の作成をいたしましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、意見をお願いするものでございます。

別添資料 1-2 をご覧ください。1 ページから 6 ページの農地中間管理事業におきましては、愛知県農業振興基金から担い手へ利用権を設定する案件が 19 件 44 筆 55,808 ㎡でございます。

ご意見のほどよろしくお願いいたします。

議　長　内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

先ほど説明しましたが、議事参与の制限により番号 14 番の 1 件、それ以外の案件と 2 つに分けて審議していきたいと思います。

まず、番号 14 番の 1 件を審議いたします。

杉浦圭志委員は退席してください。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言　願います。

委　員　「進　行」

議　長　進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議　長　本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全　員　「異議なし」

議　長　異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

杉浦圭志委員は復席してください。

議　長　続きまして、番号 14 番を除く 18 件を一括審議いたします。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委　員　「進　行」

議　長　進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全　員　「異議なし」

議　長　異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議　長　続きまして　同じく別添資料 1-2　議案第 65 号

「農用地利用集積等促進計画について（利用権の移転)」を議題といたします。

利用権移転の番号 1 番の 1 件を上程いたします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課　はい、議長。

議案第 65 号農用地利用集積等促進計画（利用権の移転）について、説明させていただきます。

農地中間管理事業を利用した農地の利用権の移転にかかる申し出があったものについて、農用地利用集積等促進計画の作成をいたしましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、意見をお願いするものでございます。

別添資料 1-2、7 ページの農地中間管理事業におきましては、新たな担い手に利用権を設定し、令和 8 年 12 月 1 日付で利用権が移転する案件が 1 件 1 筆、552 ㎡でございます。

ご意見のほどよろしくお願いいたします。

議　長　内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委　員　「進　行」

議　長　進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議　長　本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全　員　「異議なし」

議　長　　異議なしと認めます。
　よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。
議　長　　続きまして　同じく別添資料 1-2　議案第 66 号
　「農用地利用集積等促進計画について（所有権の移転)」を議題といたします。
　所有権移転の番号 1 番の 1 件を上程いたします。
　内容については、市農業企画課に説明を求めます。
農業企　　はい、議長。
画課　　議案第 66 号農用地利用集積等促進計画（所有権の移転）について、説明させていただきます。
　別紙 1－2、8 ページをご覧ください。
　農地中間管理機構による農地売買等事業の申出があったものについて、農用地利用集積等促進計画を作成いたしましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、意見をお願いするものでございます。
　今回の案件につきましては、1 件 2 筆 840 ㎡でございます。これら当該地につきましては、農地中間管理機構による農地売買等事業の各要件を満たしているものと判断します。ご意見のほどよろしくお願いいたします。
議　長　　内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。
　それでは質疑に入ります。
　質疑、意見のある方は、発言願います。
委　員　　「進　行」
議　長　　進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
　これより採決に入ります。
議　長　　本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。
全　員　　「異議なし」
議　長　　異議なしと認めます。
　よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。
議　長　　続きまして　資料 1 に戻り　議案第 67 号
　「相続税　納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。番号 1 番の 1 件を上程いたします。
　内容については、事務局に説明を求めます。
事務局　　はい、議長。説明させていただきます。

議案第67号　5ページをご覧ください。

議案第67号は新規に相続税納税猶予を受けるための適格者であることの証明です。

この1件の相続税納税猶予に関する適格者証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は相続後、農業経営を行おうとする適格者であることを確認しました。

それぞれの特例適用農地における作目等農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。

以上です。

議　長　　内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委　員　　「進　行」

議　長　　進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、適格者証明書を発行することを承認することに決して異議ございませんか。

全　員　　「異議なし」

議　長　　異議なしと認めます。

よって、本案はさよう決しました。

議　長　　続きまして、同じく資料1　議案第68号

「相続税　納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題といたします。

番号1番から6番の6件を一括上程いたします。

内容については、事務局より説明を求めます。

事務局　　はい、議長。説明させていただきます。

議案第68号　6ページをご覧ください。

議案第68号は継続して相続税納税猶予を受けるため3年ごとの更新の証明です。

それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。なお、番号1番、5番の保全状態については耕起後の状態でした。番号4番については管理されており今後キャベツを植え付け予定とのことでした。

以上です。

議　長　　内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。
委　員　　「進　行」
議　長　　進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については、本証明書を発行することに決して異義ございませんか。
全　員　　「異議なし」
議　長　　異議なしと認めます。
よって、本案はさよう決しました。
議　長　　続きまして　同じく資料１　議案第 69 号
「相続税　納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について」を議題といたします。
番号１番から２番までの２件を一括上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。
事務局　　はい、議長。説明させていただきます。
議案第 69 号　７ページをご覧ください。
議案第 69 号は相続税の申告期限から 20 年を経過するため、免除にあたっての現況確認です。
それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。
この２件については、現地調査をした結果、その利用状況は、すべて農地であることを確認しました。
以上です。
議　長　　内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言　願います。
委　員　　「進　行」
議　長　　進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については、この内容を豊橋税務署に報告することを承認することに決して異議ございませんか。
全　員　　「異議なし」
議　長　　異議なしと認めます。
よって本案は、さよう決しました。

議　長　　続きまして　同じく資料１　議案第 70 号
「非農地証明（遊休農地）について」を議題といたします。
番号１番から３番までの３件を一括上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局　　はい、議長。説明させていただきます。
議案第 70 号　８ページをご覧ください。
番号１番から３番の３件につきましては、「豊橋市農業委員会非農地証明（遊休農地）事務処理要領」に基づき願出書が提出された土地です。
願出地が、農地法第２条第１項の「農地」に該当するか否かについて、要領第４条第１項の判断基準に基づき審査したところ、農地に該当しないものと考えられますので、同要領第５条に基づき判定をお願いするものです。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　長　　内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言　願います。

委　員　　「進　行」

議　長　　進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については、原案のとおり「非農地」と証明することに決して異議ございませんか。

全　員　　「異議なし」

議　長　　異議なしと認めます。
よって本案は、さよう決しました。

議　長　　続きまして　別添資料 1-3　議案第 71 号
「地域計画の変更について」を議題として上程いたします。
それでは内容について、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課　　はい、議長。
議案第 71 号 地域計画の変更について説明させていただきます。別紙 1-3 をご覧ください。
10 月９日の書類説明会でご説明したとおり、11 月公告分の地域計画について変更の必要が生じましたので、変更について前もってご意見をお伺いするものです。
なお、地域計画の変更については、７地域において合計 129 筆、127,019 ㎡です。

地域計画からの除外に関する案件は、農振除外の申請に先立つ案件が15筆、16,964㎡、農地転用の申請に先立つ案件が6筆、3,216㎡、非農地証明・現況証明の発行、非農地判断に関する案件が8筆、1,865㎡、農業用施設の設置に関する案件が11筆、15,223㎡、耕作者の変更に関する案件は、農地法3条の許可に伴う案件が28筆、31,969㎡、農用地利用集積等促進計画の作成に伴う案件が56筆、53,809㎡、解約による耕作者不在への変更が5筆、3,971㎡です。

なお、農用地利用集積等促進計画をはじめ、農業利用を目的とした権利設定、転用等を行う場合には、地域計画の変更前にこれらの許可をすることができるとされていることから、当該案件については既に許可等がなされていることを申し添えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　長　　内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言　願います。

委　員　　「進　行」

議　長　　進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議　長　　本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全　員　　「異議なし」

議　長　　異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議　長　　続きまして　別添資料1-4　議案第72号

「再生利用が困難な農地における非農地判断について」を議題として上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局　　はい、議長。

議案第72号　資料1-4をご覧ください。

番号1番から257番までの257件につきましては、令和7年度に実施いたしました農地パトロールにおいて赤判定とされた土地等です。

番号33番以外のものについては、①「その土地が森林の様相をていしているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」として非農地判断していますが、番号33番については、②「①以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合」と

して非農地判断しています。具体的には、33 番は道路や赤道等の非農地に囲まれた狭小地となっています。

これらの土地について、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かについて、豊橋市農業委員会非農地証明（遊休農地）事務処理要領」第 4 条第 1 項の判断基準に基づき現地調査を実施したところ、「農地」に該当しないものと判断されますので、同要領第 5 条に基づき判定をお願いするものです。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　長　　内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言　願います。

委　員　　土地改良区への連絡については、担当者だけでなく理事長まで話をしてありますか。

また、配管があるような土地の扱いはどうなっていますか。

事務局　　土地改良区への連絡については、担当者を通じて理事長まで話をしてあります。理事長の所に直接伺っているわけではありません。

また、各土地改良区には照会を行っており、受益地と回答のあった筆は除外しています。

議　長　　ほかにありませんか。

委　員　　「進　行」

議　長　　進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議　長　　本案についての、原案のとおり「非農地」とすることに決して異議ございませんか。

全　員　　「異議なし」

議　長　　異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

議　長　　以上で本日の総会に付議された議案は、すべて終了いたしました。

議　長　　次に報告事案について、事務局に報告を求めます。

事務局　　はい、議長。報告させていただきます。資料 1　9 ページをお願いします。

報告第 1 号の番号 1 番から 10 ページ 8 番までの 8 件、及び 11 ページからの報告第 2 号の番号 1 番から 14 ページ 23 番までの 23 件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

次に 15 ページをお願いします。

報告第 3 号の番号 1 番から 6 番までの 6 件については、農地所有適格法人からの報告です。この報告は毎事業年度終了後 3 か月以内に農業委員会に提出するものです。すべて要件を満たしていることを確認しました。

次に 16 ページをお願いします。

報告第 4 号の番号 1 番から 3 番までの 3 件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。

次に 17 ページをお願いします。

報告第 5 号の番号 1 番から 3 番までの 3 件については、20 年以上非農地であることの現況証明です。願い出の現況及び添付書類を審査の上、15 日付けで証明を行いました。

なお、固定資産税の課税状況ですが、番号 1 番から 3 番まで全て雑種地でした。

次に 18 ページをお願いします。

報告第 6 号の番号１番の１件については、名古屋法務局 豊橋支局 登記官からの照会です。番号１番は、地目の認定の必要があるものとして照会があったものです。現地調査の結果、現在は住宅等が建築されている土地でしたので非農地と判断し、21 日付で事務局長名で回答しています。

次に 19 ページをご覧ください。

報告第 7 号の番号 1 番については、現地調査により地区担当委員にご確認いただき、現況が農地であることを確認しましたので、10 月 23 日付けで農地基本台帳に登載しました。

次に 20 ページをご覧ください。

報告第 8 号　農地パトロール（利用状況調査）の結果についてです。今年度の農地パトロールは令和 8 年 8 月 18 日から 9 月 25 日にかけて実施しました。結果については、緑区分の遊休農地は、1,755 筆、134 万 5,111 ㎡、黄区分の遊休農地は、1 筆、991 ㎡、青区分の遊休農地は、1,861 筆、148 万 5,405 ㎡、赤区分の再生利用が困難な農地は、1,609 筆、116 万 5,764 ㎡であり、前年度と比較して全体で、583 筆、43 万 4,689 ㎡の増加となりました。

結果については、基本的には農業委員、推進委員の皆様に現地で確認いただいたものでございます。

以上です。

議　長　　報告事案については、ただ今事務局からの報告のとおりです。

以上で、「農業委員会等に関する法律」第6条第1項に係わる議案及び報告を終了いたします。

議　長　　その他、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

（午前10時19分終了）

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

議　長
（会長　高部　宏生）

議事録署名者
（議席番号７番　河合　利子　委員）

議事録署名者
（議席番号８番　小林　和仁　委員）